

あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約

金 東 動 記

採 択 一九六五年一二月二日（国連総会第一〇回総会）
効力発生 一九六九年一月四日
当事国 九七箇国（一九七七年一月三日現在）

この条約の当事国は、

国際連合憲章がすべての人間に固有の尊厳と平等の原則に基づいていたこと、並びに、すべての加盟国が、人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守を助長奨励するという国際連合の目的の一つを達成するために、この機構と協力して、共同及び個別の行動をとることを誓約したこと考慮し、

すべての人間が法の下において平等であり、いかなる差別に対しても、また、いかなる差別の扇動に対しても、法律の平等な保護を受ける権利を有することを考慮し、

国際連合が植民地主義並びにそれに結合したあらゆる隔離及び差別の慣行を、いかなる形態であるか、またいかなる場所に存在するかを問わず、非難してきたこと、並びに、一九六〇年一二月一四日の植民地及びその人民に対する独立付与宣言（総会決議一五一四(XV)）が、それらを迅速かつ無条件に終らせることの必要性を確認し及び厳肅に宣言したことを考慮し、

世界人権宣言が、すべての人間が生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であること、並びに、す

する国際連合宣言（総会決議一九〇四（XVIII））が、あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、並びに、人間の尊厳に対する理解と尊重を確保する必要性を厳粛に確認していることを考慮し、

人種的相違に基づくいかなる優越主義も科学的に誤りであり、道徳的に非難されるべきであり、また社会的に不当かつ危険であること、並びに、理論上又は实际上いかなる場所においても、人種差別を正当化することはできないことを確信し、人種、皮膚の色又は民族的出身を理由にした人間の差別が、諸国間の友好的かつ平和的関係に障害となること、並びに諸国民の間の平和及び安全と同一の国家内に隣接して生活する人々の調和をも乱すおそれがあることを再確認し、

人種的障壁の存在がいかなる人間社会の理想にも反することを確信し、

世界のいくつかの地域において、人種差別がいまだに明らかに存在すること、並びに、アペルトヘイト、隔離又は分離の政策の如き人種的な優越又は憎悪に基礎をおく政府の政策を警鐘とし、

あらゆる形態と表現による人種差別を速やかに撤廃するために必要なあらゆる措置をとること、並びに人種間の理解を促進し、

し、あらゆる形態の人種的隔離と差別のない国際社会を築くため、人種差別主義とその慣行を防止しかつこれらと闘うことを行ふことを決意し、

一九五八年に国際労働機関によって採択された、雇用及び職業についての差別禁止に関する条約、並びに一九六〇年に国際連合教育科学文化機関によって採択された、教育における差別禁止に関する条約を銘記し、

あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際連合宣言に具現された原則を履行すること及びそのため最も早い時期における実行的措置の採択を確保することを希望して、

次のとおり協定した。

第一部（実体規定）

第一条（人種差別の定義） 1 この条約において、「人種差別」とは、政治的、経済的、社会的、文化的又はその他のすべての公的生活分野における人権及び基本的自由の平等な立

場における承認、享有又は行使を無効にし又は損なう目的又は効果を有する人種、皮膚の色、門地若しくは民族的又は種族的出身に基づくあらゆる区別、除外、制約又は優遇をいう。

2 この条約は、この条約の当事国がその国民と国民でない者との間に設ける区別、除外、制限又は優遇については適用し

3 この条約のいかなる規定も、国籍、市民権又は帰化に関する当事国の法規にいかなる影響も及ぼすものと解してはならない。但し、そのような法規が、いかなる特定の国籍に対しても差別していないものとする。

4 人権及び基本的自由の平等な享有又は行使を確保するためには、必要な保護を求めている特定の人種的又は種族的集団若しくは個人の十分な進歩を確保することを唯一の目的としてとられる特別な措置は、人種的差別とは看做さない。但し、そのような措置は、その結果、異なる人種的集団に別個の権利を維持させることにならないものとし、その目的が達成された後は継続させてはならない。

第二条（当事国の差別撤廃義務）

1 当事国は、人種差別を

非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃し、及び、すべての人種間の理解を促進する政策を、あらゆる適切な手段により遅滞なく遂行することを約束する。このため、
(a) 各当事国は、個人、個人の集団又は公益団体に対する人種差別の行為又は慣行に従事しないこと、並びに、国及び地方のすべての公権力と公的公益団体が、この義務に従つて行動することを確保することを約束する。

(b) 各当事国は、いかなる個人又は団体による人種差別も後

援し、弁護し又は支持しないことを約束する。

(c) 各当事国は、政府、国及び地方の政策を再検討し、いかなる場所を問わず、人種差別を創出し又は永続化する効果を有するいかなる法律及び規則をも、改正し、廃止し又は無効にするため、実効的な措置をとる。

(d) 各当事国は、事情により必要なときは立法を含む、あらゆる適切な手段により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別をも、禁止し、終らせる。

(e) 各当事国は、適切なときは、人種融合を目的とする多人種間の団体及び運動及び人種間の障壁を除去するための他の手段を奨励すること、並びに人種的分断を強化するいかなる動きも抑止することを約束する。

2 当事国は、状況の求めところに従い、当事国に属する特定の人種的集団又は個人が、人権及び基本的自由を完全かつ平等地に享有することを保障するために、社会的、経済的、文化的及びその他の分野において、その集団又は個人の十分な発展及び保護を確保する特別かつ具体的な措置をとる。但し、これらの措置は、その結果、目的が達成された後、いかなる場合にも、異なる人種的集団に対し不平等な又は別個の権利を維持させることにならないものとする。

ない。

第三条 (アパルトヘイトの禁止) 当事国は、特に、人種的隔離及びアパルトヘイトを非難し、また、その管轄下の領域におけるこの種のすべての慣行を防止し、禁止しかつ根絶することを約束する。

第四条 (人種的優越主義に基づく差別及び扇動の禁止) 当事

国は、一人種又は一皮膚の色もしくは民族的出身からなる人々の集団の優越性を説く思想又は理論に基づいているか、又はいかなる形態の人種的憎悪及び差別をも正当化しもしくは助長しようとするすべての宣伝及びすべての団体を非難し、そのような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目指した迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。またこのため、締約国は世界人権宣言に具現された原則及びこの条約第五条に明記する権利に留意し、特に次のことを行なう。

(a) 人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種的差別の扇動、並びにいかなる人種又は皮膚の色もしくは民族的出身を異にする人々の集団に対するあらゆる暴力行為又はこれらの行為の扇動、及び人種的差別に対する財政的援助を含むいかなる援助の供与も、法律によつて处罚されるべき犯罪であることを宣言する。

(b) 人種的差別を助長し扇動する団体並びに組織的宣伝活動及びその他あらゆる宣伝活動が違法であることを宣言しがつ禁止し、並びにそれらの団体又は活動への参加が法律によつて処罰されるべき犯罪であることを認める。

(c) 国又は地方の公権力又は公的公益団体が人種的差別を助長し又は扇動することを許さない。

第五条 (法の下の平等・権利享有の無差別) 当事国は、第二条に定める基本的義務に従い、あらゆる形態の人種的差別を禁止し撤廃すること、並びに、人種、皮膚の色、民族的又は種族的出身による差別なく、特に次の諸権利の享有において、すべての者の法の下における平等の権利を保障することを約束する。

- (a) 法廷その他すべての司法機関における平等な取扱いに対する権利
- (b) 公務員又はいかなる個人、集団又は団体のいずれかによって加えられるかを問わず、暴力行為又は身体への危害に対する身体の安全並びに国家による保護を受ける権利
- (c) 政治的权利、特に、普遍的かつ平等な参政権に基づき、投票及び立候補によつて選挙に参加し、政府並びにすべての段階における公事の処理に参加し、公務に平等につく権

利

(d) 他の市民的権利、特に、

(i) 国境内における移動及び居住の自由に対する権利

(ii) 自国を含むいずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る

權利

(iii) 国籍に対する権利

(iv) 婚姻及び配偶者の選択に対する権利

(v) 単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利

(vi) 相続する権利

(vii) 思想・良心及び宗教の自由に対する権利

(viii) 言論及び表現の自由に対する権利

(ix) 平和的な集会及び結社の自由に対する権利

(e) 経済的、社会的及び文化的権利、特に、

(i) 労働、職業の自由な選択、公正かつ有利な労働条件、

失業に対する保護、同一の労働に対する同一の賃金及び

公正かつ有利な報酬に対する権利

(ii) 労働組合を結成し加入する権利

(iii) 住宅に対する権利

(iv) 公衆衛生、医療、社会保障及び社会奉仕に対する権利

(v) 教育及び訓練を受ける権利

(vi) 文化的活動に平等に参加する権利

(f) 交通運輸機関、ホテル、飲食店、喫茶店、劇場、公園など、一般公衆の使用を目的とするあらゆる場所又は役務を

利用する権利

第六条（人種差別に対する救済）当事国は、その管轄権内に

あるすべての人に対し、権限を有する国内裁判所及びその他
の国家機関によって、この条約に反して人権及び基本的自由
を侵すあらゆる人種的差別行為に対する実効的な保護及び救
済、並びにそのような差別の結果被つたあらゆる損害に対
する正当かつ十分な補償もしくは賠償を求める権利を保障す
る。

第七条（教育文化等の分野における差別撤廃精神の普及）当

事国は、人種差別に導く偏見と闘い、諸国間及び人種的又は
種族的集団の間における理解、寛容及び友好関係を促進し、
並びに国際連合憲章の目的と原則、世界人権宣言、あらゆる
形態の人種差別撤廃に関する国際連合宣言及びこの条約を普
及させるため、特に、教授、教育、文化及び情報の分野にお
いて迅速かつ実効的な措置をとることを約束する。

第二部（実施措置）

第八条（人種差別撤廃委員会の構成及び委員の選出と任期）

1 当事国によりその国民の中から選出され、德望が高く公正さにおいて名声を有し、個人的資格において奉仕する一八人の専門家によって構成される人種差別撤廃に関する委員会

(以下「委員会」という)を設置し、その際、衡平な地理的配分、異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることに考慮が払われるものとする。

2 委員会の委員は、当事国によって指名された者の名簿から秘密投票によって選出する。各当事国は、自国民の中から一人を指名することができる。

3 第一回の選挙は、この条約の効力発生日の後六箇月以内に行なわれる。国際連合事務総長は、各選挙の日のおそくも三箇月前に、当事国に対し、その指名を二箇月以内に提出することを要請する書簡を送付する。事務総長はこのようにして指名されたすべての者のアルファベット順で、かつこれらの者を指名した当事国名を示す名簿を準備し、それを当事国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、事務総長によって国際連合の本部に招集される当事国の会合において行う。この会合は、当事国の三分の一をもって定足数とし、出席し、かつ、投票する当事国の代表者の投票の最大多数及び絶対多数を得た被指名

者が委員会への被選出者とする。

5

(a) 委員会の委員は、四年の任期で選挙される。ただし、第一次の選挙において選挙された委員のうち九人の任期は、二年の終りに終了するものとし、第一回の選挙の後直ちに、これら九人の委員の名前は、委員会の委員長の抽選によって選ばれるものとする。

(b) 不時の欠員を補充するため、委員会の委員として活動することを停止した専門家の属する当事国は、委員会の承認を条件として、自国民の中から他の専門家を指名する。

(c) 当事国は、委員会の委員が委員の任務を遂行している期間中、その委員の経費について責任を負う。

第九条 (当事国との報告と委員会による審議)

1 当事国は、委員会による審議のため、自国内で執られたもので、かつこの条約の規定を実施する立法的、司法的、行政的若しくはその他の措置に関する報告書を、(a)この条約が関係当事国について効力発生後一年以内に、並びに、(b)その後は二年毎に及び委員会の要請があるときはいつでも、国際連合事務総長に提出することを約束する。委員会は、当事国に対し追加の情報を要求することができる。

2 委員会は、事務総長を通じて、その活動に関して国連総会

に毎年報告するものとし、当事国から受理した報告書及び情報の審議に基づく提案並びに一般的勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的勧告は、当事国からの意見があるとときは、それと共に総会に報告する。

第一〇条（委員会の運営）

1 委員会は、その手続規則を採

択する。

第二 委員会は、二年の任期でその役員を選出する。

3 委員会の事務局は、国際連合事務総長によつて設けられる。

4 委員会の会合は、通常、国際連合本部において開催する。

第一一条（当事国の義務不履行と委員会の審議権）

1 当事

国は、他の当事国がこの条約の規定を実施していないと考える時は、その事項につき委員会の注意を喚起することができる。

る。委員会は、その後、この通報を関係当事国に送付する。通報を受理した国は、三箇月以内に、その事項及び、その国によつてとられた救済手段があるときは、その救済手段を明

らかにする説明書又は声明書を委員会に提出すべきものとする。

2 通報を受理した国が、最初の通報を受理した後六箇月以内に、二国間交渉若しくは関係当事国にとって利用可能なその他のいかなる手続によつても、関係両当事国が満足するよう

に調整されないときは、いづれの国も、委員会及び相手の国に通告することによつて、その事項を再び委員会に付託する権利を有する。

第三 委員会は、2の規定に従つて付託を受けた事項を、国際法の一般的に承認された原則に従つて、当該事項についてあらゆる利用可能な国内的救済手段が援用され、かつ、尽されたことを確認した後に取り扱う。この規則は、救済手段の適用が不當に延引されるときは、適用しないものとする。

4 委員会は、付託を受けたいかなる事項についても、関係当事国に対し、他のいかなる関連情報をも提供することを要請することができる。

5 本条から生ずるいかなる事項が委員会によつて審議されているときにも、関係当事国は、その事項が審議されている間、投票権なしで委員会の議事に参加する代表を派遣する権利を有する。

第二二条（特別調停委員会の構成と委員の選挙）

1(a) 委員

会が必要と認めるすべての情報を入手し、かつ、照合した後、委員会議長は、委員会の委員若しくはそれ以外の五人によって構成される特別調停委員会（以下「特別委員会」という）を任命する。特別委員会の委員は、すべての紛争当事国の同

意を得て任命されるものとし、その周旋は、この条約の尊重を基礎として問題を友好的に解決するため関係国の利用に供すべきものとする。

(b) 紛争当事国が、特別委員会の構成の全部又は一部について三箇月以内に合意に達しないときは、紛争当事国の合意を得られなかつた特別委員会の委員は、(差別撤廃) 委員会の委員の中から秘密投票により委員会の三分の一の多數決で選挙される。

2 特別委員会の委員は、その個人的資格において職務を遂行する。委員は、紛争当事国又はこの条約の非当事国の国民であつてはならない。

3 特別委員会は、その議長を選挙し、その手続規則を採択する。

4 特別委員会の会合は、通常、国際連合本部又は特別委員会が決定する他の適切な場所において開催する。

5 第十条3項の規定に従つて設けられる事務局は、締約国間の紛争のために特別委員会が設けられたときは、特別委員会をも補佐する。

6 紛争当事国は、国際連合事務総長が提出する見積りに従い、特別委員会の委員の経費の全額を均等に分担する。

7 国際連合事務総長は、必要なときは、6の規定に従つて、紛争当事国が弁済するのに先立つて、特別委員会の委員の経費を支払う権限を与える。

8 (差別撤廃) 委員会が入手し、かつ、照合した情報は、特別委員会の使用に供するものとし、特別委員会は、関係国に対し、他のいかなる関連情報をも提供することを要請することができる。

第一三條 (特別委員会の調停活動)

1 特別委員会は、問題

を十分に審議した後、当事国間の争いにかかるすべての事実問題に関する認定を収録し、かつ、紛争の友好的の解決のために適當と考える勧告を含む報告を準備し、(差別撤廃) 委員会の議長に提出する。

2 委員会の議長は、特別委員会の報告を各紛争当事国に送付する。これらの国は、三箇月以内に、特別委員会の報告に含まれている勧告を受諾するか否かを委員会の議長に通告する。

3 委員会の議長は、本条第2項が定める期間が満了した後、特別委員会の報告及び関係当事国の宣言をこの条約の他の当事国に送付する。

第一四條 (個人及び集団の申立と委員会の権限)

1 当事国は、その管轄内にある個人又は集団で、この条約に定めるい

ずれかの権利に対する右の当事国による侵害の被害者であると主張するものからの通報を受理し、かつ審議する委員会の権限を承認することを、いつでも宣言することができる。このような宣言を行っていない当事国に関する通報は、委員会によつて受理されないものとする。

2 本条第一項に定める宣言を行ういかなる当事国も、その管轄内にある個人又は集団で、この条約に定めるいずれかの権利に対する侵害の被害者であると主張し、かつ、他の利用可能な国内的救済手段を援用しかつ、尽くしたものからの請願を受理し審議する権限を有する機関を、その国内法秩序内に設置するか、又は指定することができる。

3 本条第一項の規定に従つて行われた宣言及び本条第一項の規定に従つて設置されたか又は指定されたいかなる機関の名称も、関係当事国により国際連合事務総長に寄託されるものとし、事務総長はその写しを当事国に送付する。宣言は、事務総長に対する通告により、いつでも撤回することができる。ただし、この撤回は、委員会で審議中の通報に影響を及ぼさないものとする。

4 請願の登録簿は、本条第二項の規定に従つて設置されるか又は指定された機関によつて保管されるものとし、登録簿の適用

認証謄本は、その内容を一般に公開しないという了解の下に、適当な経路を通じて毎年事務総長に提出する。

5 請願者は、本条第二項の規定に従つて設置されたか又は指定された機関から満足な結果が得られないときは、六箇月以内に問題を委員会に通報する権利を有する。

6(a) 委員会は、付託を受けたいかなる通報についても、この条約のいずれかの規定に違反していると主張されている当事国の注意を内密に喚起する。ただし、当該個人又は集団の身元は、その個人又は集団の明示的な同意なしに明らかにしてはならない。委員会は、匿名の通報を受理してはならない。

(b) 前記の当事国は、三箇月以内に、当該問題及び、その国がとった救済手段がある場合は、それを明らかにする説明書又は声明書を提出する。

7(a) 委員会は、関係当事国及び請願者によつて委員会の使用に供されたすべての情報に照らして通報を審議する。委員会は、請願者が利用可能なすべての国内的救済手段を尽したこととを確認しない限り、請願者からのいかなる通報も審議してはならない。ただし、この規則は、救済手段の適用が不适当に延引されるときは適用されない。

(b) 委員会は、その提案及び勧告があるときは、それらを関係当事国及び請願者に送付する。

8 委員会は、右の通報の概要並びに、適当なときは、関係当事国の説明書及び声明書の概要並びに、委員会自身の提案及び勧告の概要を、その年次報告に含める。

9 委員会は、少なくともこの条約の当事国の一〇箇国が、本条第一項の規定に従つて行なわれる宣言に拘束されるときのみ、本条に規定する任務を遂行する権限を有する。

第一五条 (他の国際文書が認める個人の請願権) 1 この条約の規定は、植民地及びその人民に対する独立付与宣言に関する一九六〇年二月一四日の総会決議一五一四(XV)号の目標が達成されるまでの間、他の国際文書又は国際連合及びその専門機関によつてこれらの人民に付与されている請願権を何ら制限するものではない。

2 (a) 第八条第一項の規定によつて設置された委員会は、国際連合の機関で、信託統治地域及び非自治地域並びに、総会決議一五一四(XV)号が適用される他のすべての地域の住民からの請願を審議するに當り、この条約の原則及び目的に直接関連する事項を取り扱う機関から、これらの機関に付託されているものでこの条約が規定する事項に関連する

請願の写しを受理し、また、これらの機関に対し、これらの請願に関する意見の表明及び勧告を提出するものとする。

(b) 委員会は、(a)の規定に言及する地域内において、施政国によって適用されるもので、この条約の原則及び目的に直接関連する立法的、司法的、行政的又はその他の措置に関する報告の写しを受理し、また、これらの機関に対し、意見を表明し勧告を行う。

3 委員会は、国際連合の諸機関から受理した請願及び勧告の概要並びに、これらの請願及び勧告に関連する委員会の意見の表明及び勧告を、総会に対する報告に含める。

4 委員会は、国際連合事務総長に対し、本条第二項(a)に言及する地域に関して、この条約の目的に関連し、かつ、事務総長が入手可能なあらゆる情報を要請するものとする。

第一六条 (他の国際文書による紛争又は苦情の解決) 紛争の

解決又は苦情の処理に関するこの条約の規定は、国際連合及びその専門機関の基本文書若しくはこれらの機関によつて採択された条約に規定されている差別の分野における紛争又は苦情を解決するための他の手続に影響を及ぼすことなく適用されるものとし、当事国が、当事国間において効力を有する一般的又は特別の国際協定に従つて紛争を解決するために他

の手続に訴えることを妨げるものではない。

第三部（最終条項）

第七条（署名・批准・寄託）

1 この条約は、国際連合の加盟国、いずれかの専門機関の加盟国、国際司法裁判所規程

の当事国及び国際連合総会からこの条約の締約国になるよう招請された他のすべての国に対し、署名のために開放される。

2 この条約は、批准を必要とする。批准書は、国際連合事務総長に寄託するものとする。

第三八条（加入）

1 この条約は、第一七条1に規定するい

かなる国に対しても、加入のために開放される。

2 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行われるものとする。

第一九条（効力発生）

1 この条約は、二七番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三〇日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、二七番目の批准書又は加入書の寄託後に、こ

第二一条（廃棄）

当事国は、国際連合事務総長にあてた書面による通告によつてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、事務総長による通告の受領後一年で効力を生ずる。

第二二条（条約の解釈と適用に関する紛争）

この条約の解釈又は適用に関する当事国間の紛争で、交渉又はこの条約に明示的に規定する手続によつて解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法に合意しない限り、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため国際司法裁判所に付託される。

締約国であり、又は締約国となるすべての国にこれを配布するものとする。この留保に反対するいづれの国も、右の通報の日から九〇日の期間内に、それを受諾しない旨を事務総長に通告するものとする。

2 この条約の目的及び目標と両立しない留保並びに、この条約によって設置されたいづれかの機関の活動を抑止する効果を有する留保は認められない。留保は、この条約当事国の少なくとも三分の一が反対するときは、両立しないもの又は抑止的なものと看做される。

3 留保は、事務総長に対するその旨の通告によりいつでも撤回することができる。そのような通告はそれが受理された日に効力を生ずる。

第二十三条（改正） 1 いずれの当事国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、そのような要請に關してとるべき措置があるときは、それについて決定を行う。

第二十四条（国連事務総長による通報） 国際連合事務総長は、第一七条1に言及するすべての国に対し、次の事項について通報するものとする。

(a) 第一七条及び第一八条の規定に基づく署名、批准及び加入

入

(b) 第十九条の規定に基づくこの条約の効力発生の日

(c) 第一四条、第二〇条及び第一三一条の規定に基づいて受領した通報及び宣言

(d) 第二一条の規定に基づく廃棄

第二十五条（正文） この条約は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による本文をひとしく正文とし、国際連合の記録に寄託される。

2 国際連合事務総長は、第一七条1に言及するすべての国に対し、この認証謄本を送付する。

（この条約の翻訳に当つては、既に訳された他の人権文書を参考

照し、又神戸商船大学の芹田健太郎氏から助言を頂いた。ここに記して感謝の意を表するものである）一九七八年一月一〇日。